お客さま各位

村上信用金庫

登録番号: T5110005007479

当金庫のインボイス制度への対応について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が開始されます。

当金庫は適格請求書発行事業者として登録を受けておりますので、お客さまからお支払いいただいた各種手数料の消費税につきましては、当金庫が発行する適格請求書(インボイス)に基づいて仕入税額控除を受けることができます。

当金庫のインボイス発行はお取引形態により以下の通りとなりますので、ご案内いたします。

- 1. 窓口でお支払いいただく各種手数料(両替手数料、代金取立手数料など)
 - →現在発行している手数料受領書をインボイスの要件を満たした書式に改訂 いたします。
- 2. 複写の振込依頼書を用いて手続きされる振込手数料
 - →現在発行している振込金受取書をインボイスの要件を満たした書式に改訂 いたします。
- 3. 口座引落しによるインターネットバンキング手数料、FB(ファームバンキング)手数料、夜間金庫使用料、貸金庫使用料、残高証明発行手数料等
 - →月間インボイスデータを作成し、DMを発送いたします。 なおDMは、㈱しんきん情報サービスより、発行対象期間の終了日から 1か月後の作成・発送となります。

(例:10月分は12月発送)

4. 窓口受付の口座振替手数料

→インボイス要件を満たした振替結果表、もしくは上記1の手数料受領書を 発行いたします。

5. ATMでのお取引について

→A T Mでのお取引につきましては、発生する手数料が原則3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当し、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが出来ます。そのためA T Mから出力される「ご利用明細」等についてはインボイス制度に対応する様式変更は行いませんのでご了承ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

村上信用金庫 総務部

住所: 〒958-8601 村上市小町 2-15 TeL0254-53-5573 Fax0254-53-3849

